

## 入札説明書

国立療養所栗生楽泉園における蒸気自動供給システム改造工事に係る入札公告（機械器具設置工事又は電気工事）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所栗生楽泉園事務部長 安野 豊

### 2. 調達内容

- (1) 件名：国立療養所栗生楽泉園蒸気自動供給システム改造工事
- (2) 特質性：入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間：契約締結日～平成29年10月31日
- (4) 履行場所：国立療養所栗生楽泉園ボイラー室
- (5) 納入場所：群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647  
国立療養所栗生楽泉園
- (6) 入札方法：入札金額については、上記備品等の単価について入札する。開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは再度入札を行う。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し提出しなければならない。上記開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは、直ちに再度の入札を行う。
- (7) 入札保証金及び契約保証金：免除する。

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。  
ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。  
イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「機械器具設置工事」又は「電気工事」のB、C又はD等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 技術者資格基準は、「1級管施工管理技士」又は「1級電気施工管理技士」又は貫流式ボイラー新設・増設・改修工事の経験を有する者

- (6) 何らかの事由により本業務を遂行することが困難となった場合に備え、あらかじめ  
代行業者を定め代行契約を締結していることを証明した者であること。また、代行保  
証に係る書類を当園に事前提出すること。
- (7) 入札時において厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (8) 入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定す  
る暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (9) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直  
近2年間(⑥及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険  
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了す  
べき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべ  
き日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分  
納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (10) 一般競争参加者資格に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

〒377-1711

群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

国立療養所栗生楽泉園事務部会計課 施設管理係

#### 4. 入札書の提出場所等

入札書は、電子一調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の  
参加を希望する場合は、別紙により事前に申し出る必要があります。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、  
提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができな  
い。

##### (1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成29年7月27日(木) 17時00分

(電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子入札する場合には、  
通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があ  
るので、時間の余裕を持って行うものとする。)

##### (2) 紙により入札を行う場合

ア 入札書の提出期限

平成29年7月27日(木) 17時00分

(郵送の場合は提出期限の前日までに到着するように送付し、かつ、当園が受領した  
ことの確認をする必要がある。)

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

国立療養所栗生楽泉園 事務部会計課施設管理係

TEL0279-88-3030 内線 225

## ウ 入札書の提出方法

### (ア) 競争参加資格者の場合（本店の代表者が直接入札する場合）

（別紙1）の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（国立療養所栗生楽泉園支出負担行為担当官と記載）及び「平成29年7月28日開札 国立療養所栗生楽泉園蒸気自動供給システム改造工事 入札書在中」と朱書きしなければならない。

本店の代表者が直接入札する場合は委任状の提出は要しない。

### (イ) 競争参加資格者以外の場合（各支店・営業所等）

#### ①支店長・営業所長が入札する場合（代理人）

入札書は（別紙2）の様式にて上記ウの（ア）と同じとする。委任状については、競争参加資格者からの委任状（別紙4）を提出するものとする。

#### ②本店の社員が入札する場合（代理人）

入札書は（別紙2）の様式にて上記ウの（ア）と同じとする。委任状については、競争参加者からの委任状（別紙4）を提出するものとする。

#### ③支店・営業所等の社員が入札する場合（復代理人）

入札書は（別紙3）の様式にて上記ウの（ア）と同じとする。

委任状については、競争参加者からの支店長・営業所長等への委任状（別紙4）

及び支店・営業所長等から社員への委任状（別紙5）を提出するものとする。

上記各委任状の提出がない入札書は無効となるので注意すること。

### (エ) 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に平成29年7月28日開札 国立療養所栗生楽泉園蒸気自動供給システム改造工事 入札書在中の旨朱書き、中封筒の封筒皮に直接提出する場合様に氏名等を記し、上記4（2）イ宛に入札書の提出期限までに当園に必着するよう送付しなければならない。

## (3) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。

## (4) 入札の延期等

入札者が相連合し。又は、不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

## (5) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子調達においては、複代理人による応札は認めない代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札日時までに別紙4又は別紙4及び別紙5のい

ずれかの様式による代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の代理人を兼ねることができない。

## 5. 開札

### (1) 開札の日時及び場所

平成29年7月28日（金） 11時30分

国立療養所栗生楽泉園 事務本館3階 会議室

### (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

### (3) 紙による入札の場合

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、電子入札システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

## 6. その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

### (2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書の他に当該等級決定通知書の写又は登録通知書の写を入札書に添付して、入札書の受領期間内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、入札者が提出した資料について当園で審査するものとし、その結果採用し得ると判断された場合のみ、当該入札者を有効とする。

### (3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

ア 入札説明書4（1）又は（2）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った、

者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。

ウ 落札が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

#### (4) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記のイの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

#### (5) 支払条件

別紙契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に契約金額を支払う。

#### (6) 障害発生及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-014-889(平日 8:30~18 : 30)
- ・ホームページ <http://www.gops.go.jp/>

ただし、`申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、

4. (2)イの入札書の提出場所に連絡すること。

国立療養所栗生楽泉園

蒸気自動供給システム改造工事

仕 様 書

平成29年7月

## 目次

1. 概要	3
2. 機能及び特徴	3
3. 仕様(パソコン及び盤関係)	4
4. SAS仕様	6
5. システム構成図	7
6. 現地電気配線工事	9

## 1. 概要

蒸気自動供給システム(SAS)は、専任のボイラ取扱者に代わって、複数の送気ラインに自動的に送気を行い、人手を煩わすことなく、最適な時刻に送気を行うことができます。

## 2. 機能および特徴

### ア. 蒸気自動送気機能

1週間単位で、各送気系統毎に開閉時刻を設定しておくことにより、設定されたスケジュールによって、自動的に送気作業を行います。

### イ. 送気電動弁インチング機能

あらかじめ設定した「インチングタイマ」によって、段階的に送気電動弁を開き、ウォータハンマの発生を防止します。

### ウ. 各機器の状態表示機能

SAS用パソコンに、各送気電動弁の運転状態(自動/手動、開/閉)を表示するので、遠隔から状態を確認することができます。

### エ. 各時刻・タイマの設定機能

スケジュール運転を行う送気電動弁の自動開閉時刻、インチングタイマを、SAS用パソコンから設定することができるので、設定操作が容易です。

### オ. 休日設定機能

SAS用パソコンから「休日設定」を行うことにより、1週間のスケジュール運転動作時刻の設定をしたままで、送気電動弁の開閉動作を実施しない日(=休日)を設定できます。

### カ. 手動操作機能

SAS盤面の手動-自動切替スイッチを「手動」にして、「開/閉」スイッチを操作することにより、各送気電動弁の手動開閉操作が可能です。

手動-開はインチング動作にて開動作します。

### 3. 仕様（パソコン及び盤関係）

#### (1)パソコン関連機器関係

◎及び太字は変更部を示す

機器名称	パソコン本体 (DELL製)	ディスプレイ (DELL製)	プリンタ (Canon製)
◎ 納入数量	<b>0式(既設改造流用)</b>	<b>0式(既設流用)</b>	<b>0式(既設流用)</b>
電源電圧	AC100V ±10% 50/60Hz		
消費電力	240W	19W	200W(最大610W)
使用温度範囲	0～32.5℃		
使用湿度範囲	20～80%（結露しないこと）		
周囲環境	ほこり、腐食性ガスを含まないこと		
機器重量	約6.0kg	約3.94kg	約5.4kg
外形寸法(mm)	幅93×高さ290×奥行312	幅412.7×高さ411.2×奥行144.4	幅372×高さ197×奥行250
概略仕様	PC/AT互換機 OS:Windows®7 Professional 32bit以上 CPU: Intel®Core™ i3-2120プロセッサ 3MB 3.30GHz メモリ: 2GB HDD: 内蔵型 250GB	TFT液晶 サイズ: 19インチ	用紙: A4(210×297) モノクロレーザービームプリンタ 画質 2400dpi 相当 速度 16枚/分
◎ 改造仕様	<b>1)自動送気弁スケジュール 運転プログラム改造</b> <b>2)モニタリング画面変更</b>	<b>既設ディスプレイ流用</b>	<b>既設プリンタ流用</b>

(2) 盤関係

◎及び太字は変更部を示す

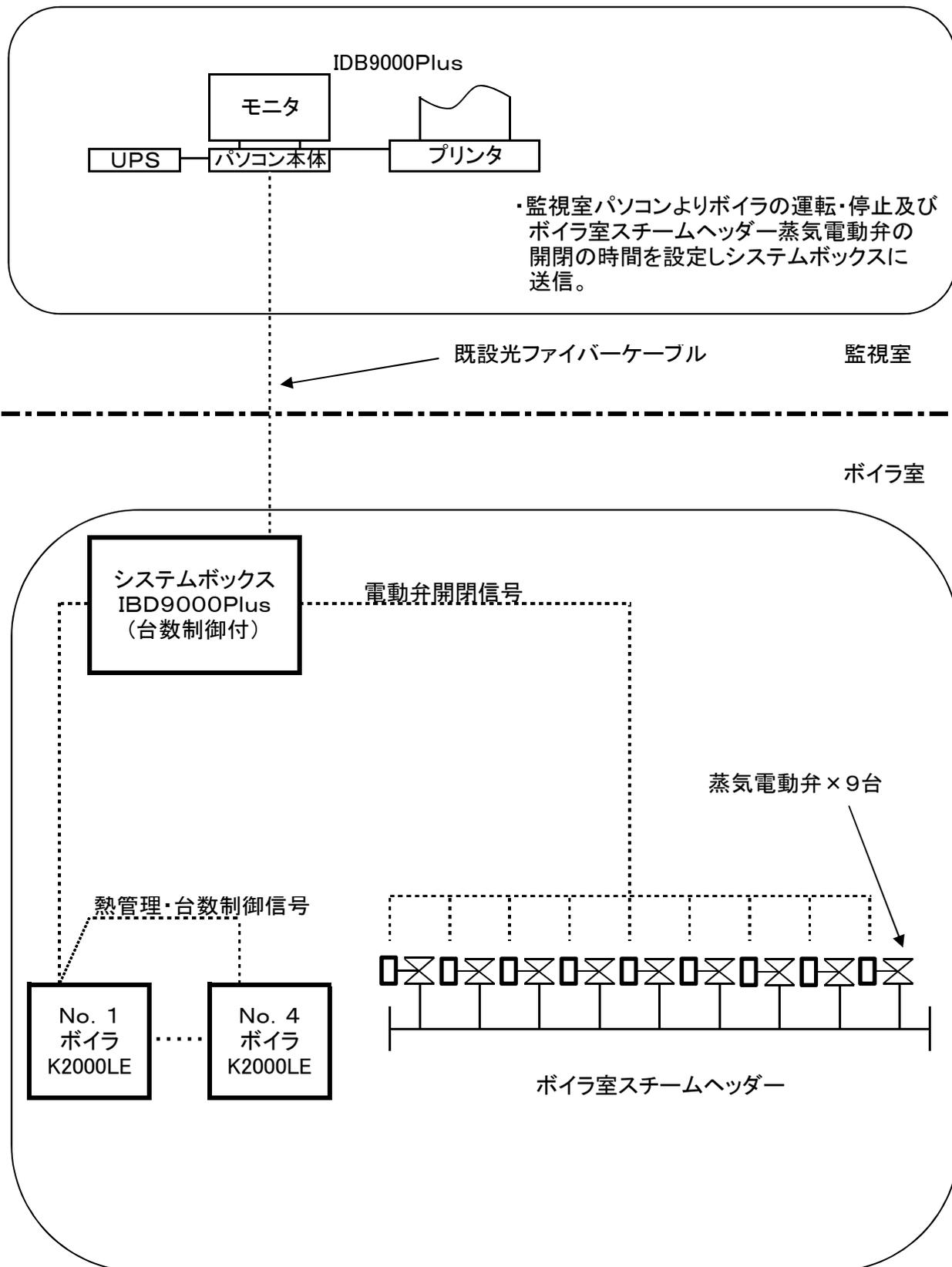
盤名称	SAS盤	増設SAS盤								
◎ 納入数量	0面(既設改造流用)	1面								
型式	鋼板製自立型	鋼板製壁掛型								
スケジュール運転系統	10系統(ボイラ1系統含)	5系統								
接続電動弁数	9台	10台 (5台はスイッチでの手動開閉操作) ※電動弁開時はスケジュール運転の電動弁(5台)のみインチング動作								
電源電圧	AC200V ±10% 50/60Hz	AC200V ±10% 50/60Hz								
消費電力	1kVA以下 (送気電動弁は含まない)	1kVA以下 (送気電動弁は含まない)								
使用温度範囲	0~50℃	0~50℃								
使用湿度範囲	10~90% (結露しないこと)	10~90% (結露しないこと)								
周囲環境	ほこり、腐食性ガスを含まないこと	ほこり、腐食性ガスを含まないこと								
盤塗装色	マンセル5Y7/1	マンセル5Y7/1								
盤重量	約200kg	約100kg								
外形寸法(mm)	幅800×高さ1950×奥行350	幅700×高さ1200×奥行350								
◎ 盤機能	<p>1) SAS用パソコンと通信し、スケジュール運転動作時刻・インチングタイマのデータを送受信し、各送気電動弁の開閉を制御。</p> <p>2) 既設PLCプログラムを改造</p> <p>3) 既設タッチパネルプログラムを改造</p>	<p>1) 接続電動弁は10台とし、5台をスケジュール自動動作、残り5台は手動操作での遠隔開閉動作。</p> <p>2) 既設SAS盤内PLCベースユニットと新設増設SAS盤内PLCベースユニット間を専用ケーブルにて接続し、増設SAS盤で取り込んだ信号を既設SAS盤内のPLC CPUユニットで処理し、SAS用パソコンへ送信する。</p>								
◎ その他	<p>接続電動弁全19台中14台がスケジュール運転となりますので、ボイラー室及びヘッダー室から、スケジュール運転及び手動運転を行う電動弁の数量をご指定下さい。</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">ボイラー室〇〇台</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 5px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 5px;">計14台(スケジュール運転)</td> </tr> <tr> <td>ヘッダー室〇〇台</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">ボイラー室〇〇台</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 5px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 5px;">計5台(手動運転)</td> </tr> <tr> <td>ヘッダー室〇〇台</td> </tr> </table>		ボイラー室〇〇台	}	計14台(スケジュール運転)	ヘッダー室〇〇台	ボイラー室〇〇台	}	計5台(手動運転)	ヘッダー室〇〇台
ボイラー室〇〇台	}	計14台(スケジュール運転)								
ヘッダー室〇〇台										
ボイラー室〇〇台	}	計5台(手動運転)								
ヘッダー室〇〇台										

## 4. SAS仕様

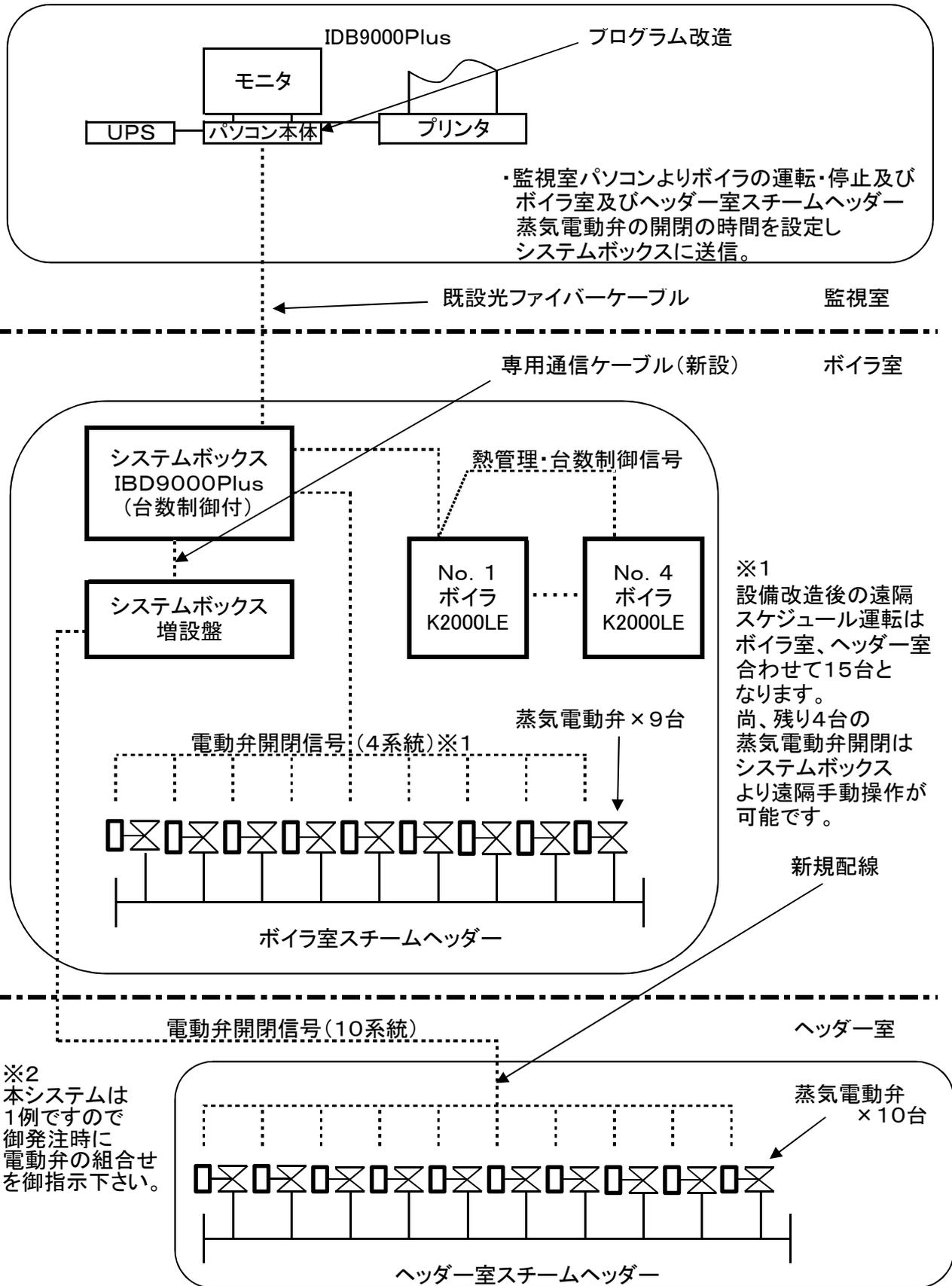
◎及び太字は変更部を示す

No.	項目	内容
◎ 1	スケジュール運転系統数	<del>10</del> 系統 → <b>15</b> 系統
2	スケジュール設定機器	SAS用パソコン
3	スケジュール制御機器	SAS盤(PLC)及び <b>増設SAS盤(PLC)</b>
4	送気電動弁インテング	4段階(全系統個別設定 T1~6)
5	スケジュール設定可能回数	1日3回 ON-OFF または 1日6回 ON-OFF
6	スケジュール設定周期	1週間
7	休日設定最大数	100日
◎ 8	制御切替スイッチ	SAS盘面 運転-停止 2ノッチセクタスイッチ(1系統) SAS盘面 手動-自動 切替セクタスイッチ(9系統) <b>増設SAS盘面 手動-自動 切替セクタスイッチ(5系統)</b>
◎ 9	手動操作スイッチ	SAS盘面 運転-停止 2ノッチセクタスイッチ(1系統) SAS盘面 開-閉 2ノッチセクタスイッチ(9系統) <b>増設SAS盘面 開-閉 2ノッチセクタスイッチ(10系統)</b>
10	SAS盘面ランプ	赤 : 開 緑 : 閉 (SAS盤及び増設SAS盤共通)
11	送気電動弁接続信号	開・閉 出力, 開・閉 リミット信号 入力(各送気電動弁毎)
◎ 12	パソコン表示項目	手動-自動, 運転-停止(台数制御)、 開-閉(各送気電動弁毎) <b>※パソコンでの監視は1系統の台数制御と 14系統の電動弁となります。</b>
13	パソコン設定項目	動作時刻, インテングタイマ(各送気電動弁毎) 休日設定, PLC時刻修正

# 5-1. システム構成(既設)



## 5-2. システム構成(更新後)



## 6. 現地電気配線工事

項目	どこから	どこまで	電線公称断面積 mm <sup>2</sup>	電線 芯(×本数)	備考
主電源	既設SAS盤	新設増設SAS盤	CV 2	3×1	AC200V (注①)
	既設SAS盤	新設増設SAS盤	CV 2	2×1	DC24V
電源・制御	新設増設SAS盤	ヘッダー室蒸気電動弁 (10系統)	CVV 1.25	30×1	
	既設ヘッダー室電動弁 操作盤 (ボイラ監視室)	新設増設SAS盤	CVV 1.25	30×1	
通信	既設SAS盤	新設増設SAS盤	---	1本	PLC通信ケーブル

(注意事項)

①電線本数の内1本は接地線を示します。

接地線の断面積は他の3本と異なる場合があります。

## 競争契約入札心得

### (目的)

第1条 国立療養所栗生楽泉園所掌の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

### (入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して該当提出書（有価証券を提供する場合は、該当提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

### (入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

3 入札書は、〔入札保証金の全部の納付を免除された場合であつて、契約担当官等においてやむを得ないと認めるときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当官等あての親展で提出しなければならない。

〔注：〔 〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に削除する。〕

- 4 前項の入札書は、公告又は通知書に示した時刻までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

※ 電子入札システムによる入札の場合は、第4条第2項を次のとおり取り扱う。

- 2 入札書は、電子入札システムの入力画面上において作成し、公告又は通知書に示した時刻までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、契約担当官等の承諾を得て、又は契約担当官等の指示により、書面にて提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。

#### (入札の辞退)

- 第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
    - 一 入札執行前には、入札辞退届(様式2)を契約担当官等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
    - 二 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
  - 3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

※ 電子入札システムによる入札の場合は、第4条の2第2項本文を次のとおり取り扱う。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を電子入札システムの入力画面上において作成の上電子入札システムにより提出し、又は次の各号に掲げるところにより、書面にて提出するものとする。

#### (公正な入札の確保)

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、又は入札意思についていかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。
  - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### (入札の取りやめ等)

- 第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### (無効の入札)

- 第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
  - 二 委任状を持参しない代理人のした入札

- 三 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- 四 記名押印を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札

※ 電子入札システムによる入札の場合は、第6条第四号を次のとおり取り扱う。

- 四 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）

（入札書等の取り扱い）

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（落札者の決定）

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他の請負業務について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。

- 2 予算決算及び会計令第85条の基準に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。

※ 電子入札システムによる入札の場合は、第8条を次のとおり取り扱う。

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

※電子入札システムによる入札の場合は、第9条第1項を次のとおり取り扱う。

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、公告において示した契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

4 落札者は第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに保管有価証券提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

5 第3条第5項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等または公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金等の振替え)

第11条 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申し立)

第13条 入札をしたものは、入札後、この心得、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

( 回目)

# 入 札 書

¥ \_\_\_\_\_

件 名：「国立療養所栗生楽泉園蒸気自動供給システム改造工事」

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ、入札します。

平成 年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

印

代 理 人

印

支出負担行為担当官  
国立療養所栗生楽泉園  
事務部長 安野 豊 殿

# 委 任 状

(住 所) \_\_\_\_\_

私は、(氏 名) \_\_\_\_\_ 印 を

代理人と定め、下記事項の入札及び見積りに関する一切の権限を  
委任します。

## 記

(委任事項)

「国立療養所栗生楽泉園蒸気自動供給システム改造工事」

平成        年        月        日

住 所

商 号

代表者

印

支出負担行為担当官  
国立療養所栗生楽泉園  
事務部長 安野 豊 殿

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所栗生楽泉園  
事務部長 安野 豊 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名  
「国立療養所栗生楽泉園蒸気自動供給システム改造工事」
  
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例)
  - ・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
国立療養所栗生楽泉園  
事務部長 安野 豊 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

競争参加資格確認関係書類の紙による提出について

平成 年 月 日開札の

「国立療養所栗生楽泉園蒸気自動供給システム改造工事」に係る  
競争参加資格確認関係書類については、平成 年 月 日  
紙媒体により提出いたします。

## 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
  
- 2 競争参加資格確認資料（別紙様式1～6）
  
- 3 その他参考資料 会社履歴書又はこれに類する書類

※ 提出部数 各1部